

第5章 日照障害

5-1 概 要

両地区新建築物の存在が、周辺の日照環境に及ぼす影響について検討を行った。

5-2 予 測

(1) 予測事項

新建築物による日影の影響とし、具体的には、以下に示す項目について検討を行った。

- ・両地区新建築物による日影の範囲、時刻及び時間数
- ・両地区新建築物と既存建物等による日影の範囲、時刻及び時間数

(2) 予測対象時期

両地区新建築物の存在時

(3) 予測場所

両地区新建築物の日影の状況については、日影の影響が及ぶ範囲とした。

両地区新建築物と既存建物等による日影の状況については、両地区新建築物による日影の影響範囲等に着目し、既存建物等による現況の日影状況と同じとした。(本編 図 2-9-1 (北地区：本編 p.306、南地区：本編 p.326) 参照)

(4) 予測方法

予測手法

本編 9-2「調査」と同じとした。(本編 9-2 (2) 「事業予定地周辺の既存建物等による日影時間」(北地区：本編 p.304、南地区：本編 p.324) 参照)

予測条件

新建築物の配置は本編 図 1-3-3 (北地区：本編 p.38、南地区：本編 p.36) 参照、形状は本編 図 1-3-4 (北地区：本編 p.40、南地区：本編 p.38) 参照) に示すとおりである。また、計算に用いた緯度、冬至日における太陽の赤緯、計算面高さ、計算時間帯、事業予定地及び隣接事業予定地周辺の建物等については、本編 9-2 (2) 「事業予定地周辺の既存建物等による日影時間」(北地区：本編 p.304、南地区：本編 p.324) 参照) における計算条件と同じとした。

(5) 予測結果

両地区新建築物による日影の範囲、時刻及び時間数

両地区新建築物による時刻別日影図は図 5-2-1 に、等時間日影図は図 5-2-2 示すとおりである。

時刻別日影図によると、8 時及び 16 時における新建築物の日影の長さは、約 1.4～1.5 kmになると予測される。また、等時間日影図によると、1 時間以上の日影を生じる範囲は、北地区の事業予定地から約 200～600mと予測される。

なお、両地区新建築物による日影が生じる範囲内には、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に規定される教育施設が存在する。

両地区新建築物と既存建物等による日影の範囲、時刻及び時間数

両地区新建築物と既存建物等による等時間日影図は、図 5-2-3 に示すとおりである。（両地区新建築物と既存建物等による時刻別日影図は、添付 - 10（p.添付-18）参照）

また、両地区新建築物が建設されることにより、現況と比べ、どのくらい日影時間が長くなるかを表した日影付加図は、図 5-2-4 に示すとおりである。

これらによると、両地区新建築物が建設されることにより、北地区の事業予定地の北側の一部において、日影時間が長くなると予測される。3 時間以上日影が付加される範囲は、事業予定地北側の周辺部と中央郵便局北交差点の北側道路の一部と予測される。2～3 時間付加される範囲は、事業予定地北側の周辺道路や名古屋ルーセントタワー南の広場等となっている。また、1～2 時間付加される範囲は、事業予定地の北東側及び北西側に位置し、一部住居施設等にも付加されているが、多くは商業施設である。

なお、両地区新建築物により日影の影響を受ける区域は、「建築基準法」及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」の対象区域である近隣商業地域を含んでいるが、日影が生じる時間は 2 時間未満であり、生じさせてはならない日影時間を下回る。

また、教育施設については、「名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」に基づき、両地区事業者が適切な対応を行う。

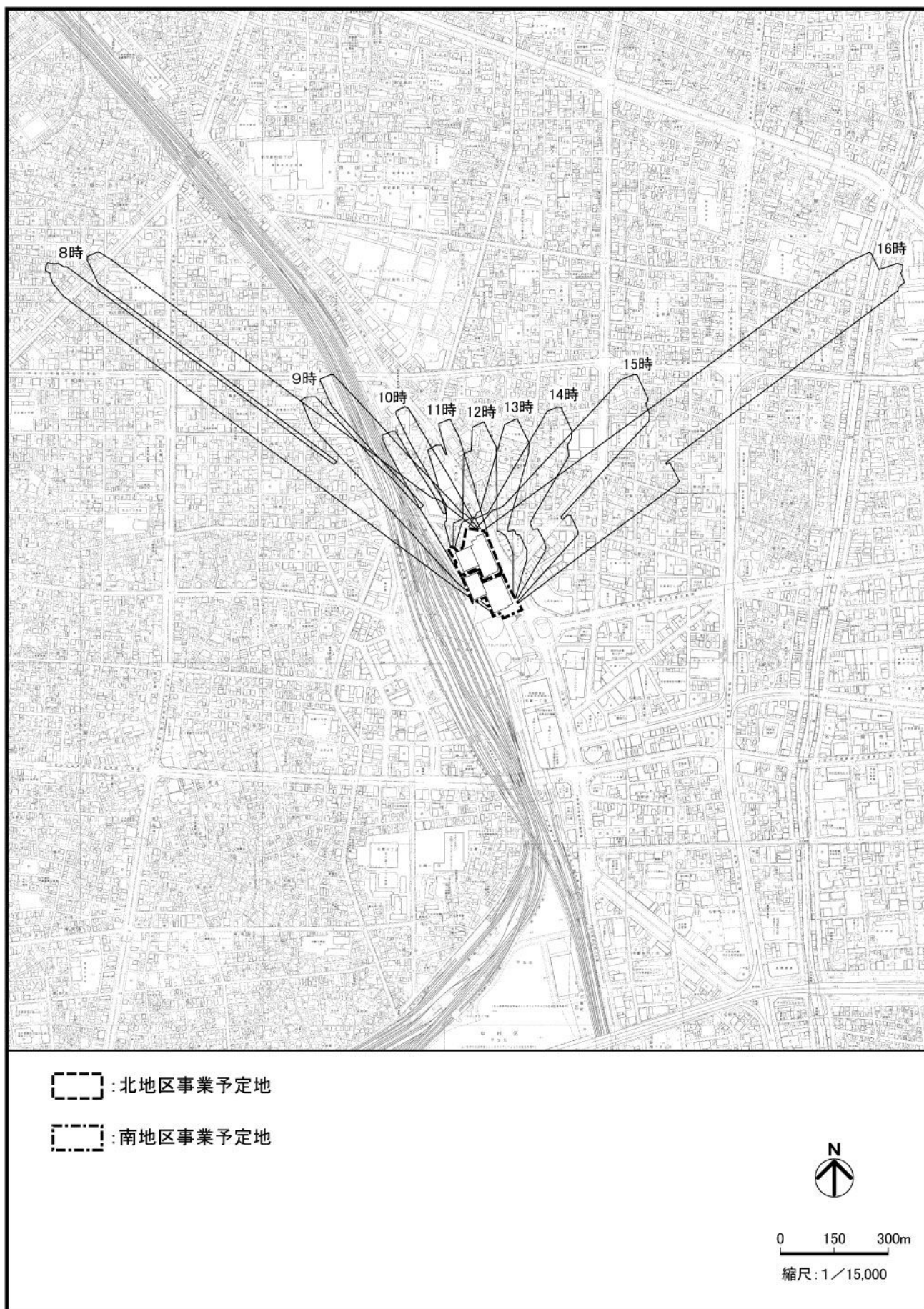


図 5-2-1 両地区新建築物による時刻別日影図 (平均地盤面 + 4 m)

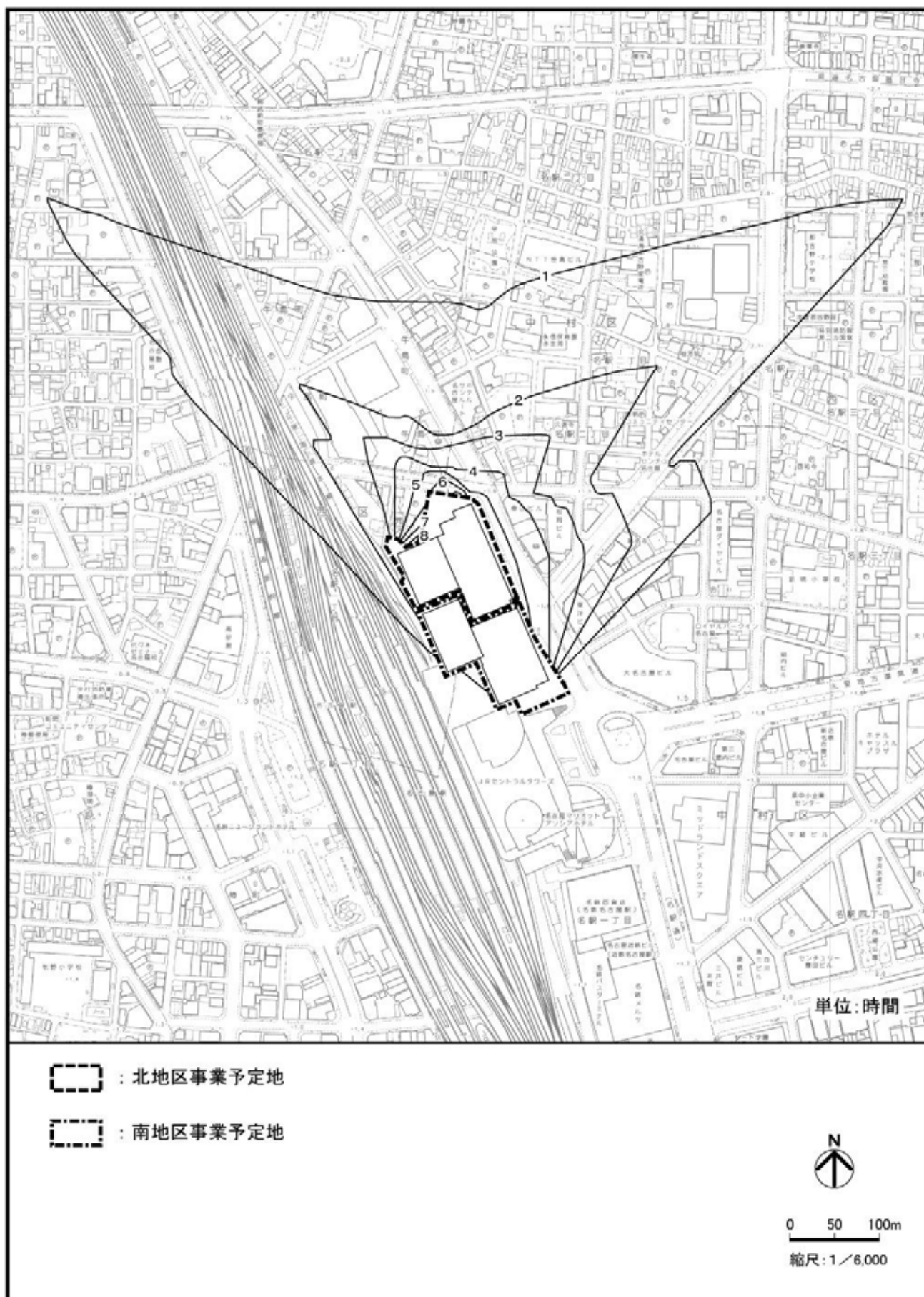


図 5-2-2 両地区新建築物による等時間日影図 (平均地盤面 + 4 m)

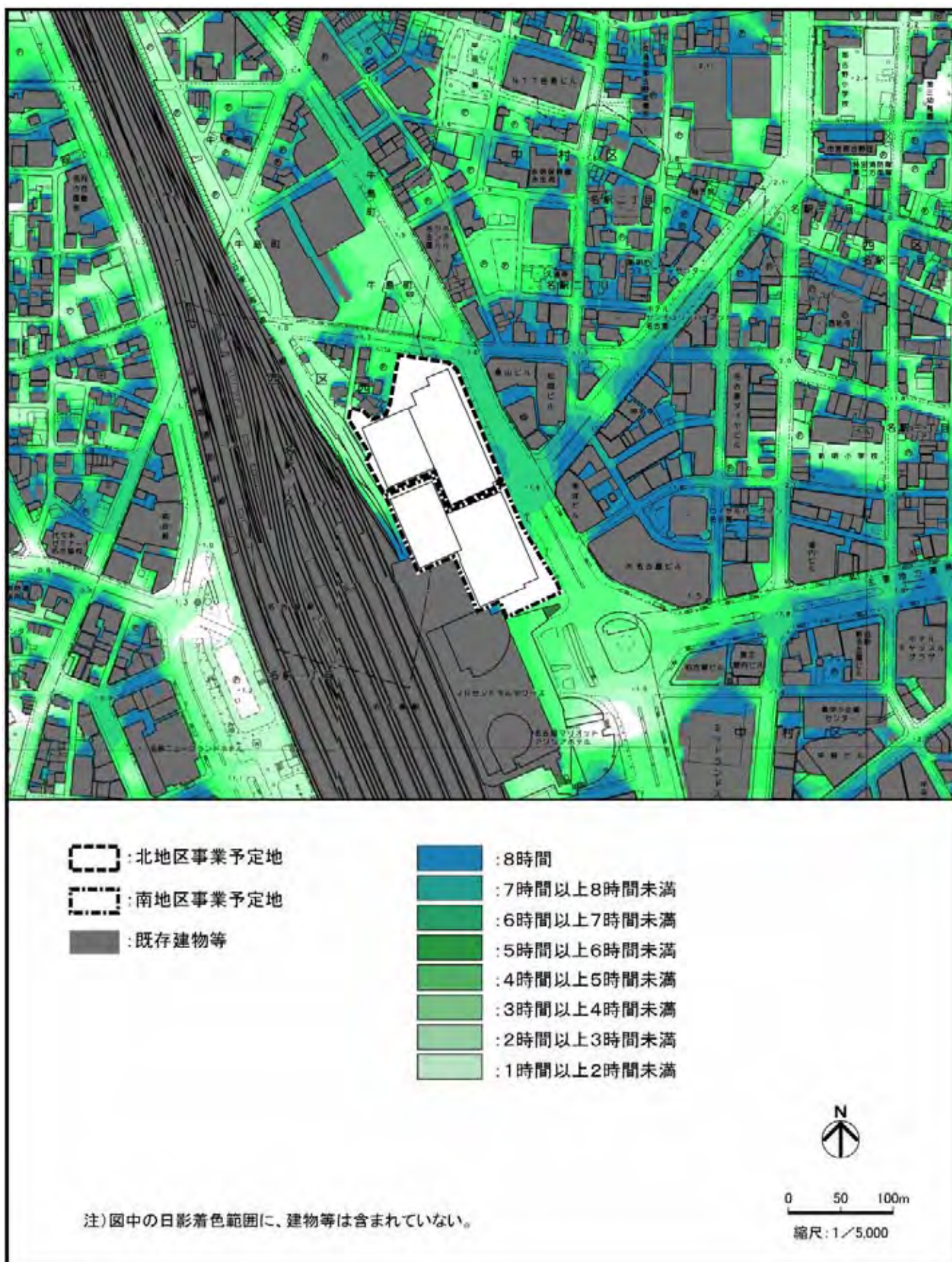


図 5-2-3 両地区新建築物と既存建物等による等時間日影図 (平均地盤面 + 4 m)

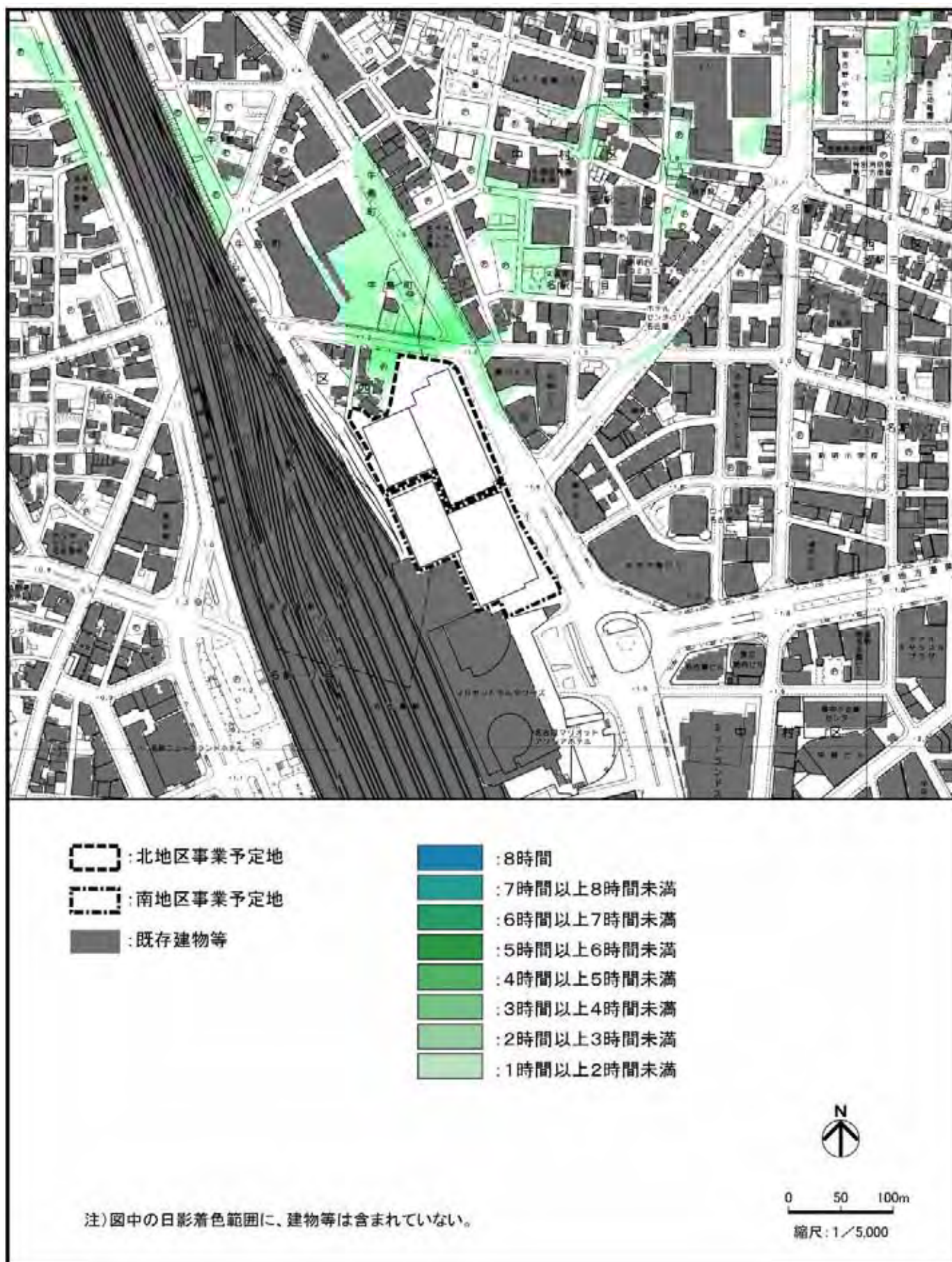


図 5-2-4 両地区新建築物による日影付加図 (平均地盤面 + 4 m)